

### 給湯省エネ 2024 事業 共同事業実施規約 新旧対照表

以下の目的のため、給湯省エネ 2024 事業の共同事業実施規約を 2024 年 3 月 15 日付で改定します。

- ・ J-クレジット制度に参加することへの意思表示
- ・ 補助金還元方法についての双方の合意を確認
- ・ 本規約の解除の明確化
- ・ 補助金を交付できない場合の取り扱いの明確化

改定内容は以下の通りです。

(赤字部分が改定箇所)

改定後 (2024 年 3 月 15 日付)	現行
給湯省エネ 2024 事業 共同事業実施規約	給湯省エネ 2024 事業 共同事業実施規約
<u>第 1 条 (要件等の確認)</u>	<u>第 1 条 (要件等の確認)</u>
⑩共同事業者が個人であり、本件契約を令和 6 年 4 月 16 日以降に締結している場合、補助対象製品の導入による温室効果ガス排出削減効果の J-クレジット化のために、J-クレジット事業実施団体 (J-クレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう。) 若しくは地方公共団体又は民間団体等が運営、管理する J-クレジット制度に基づく排出削減事業 (プログラム) に参加する意思を表明しなければならないこと。 ただし、ZEH 補助金等、他のプログラムに入会しており、本事業の補助対象である給湯器の温室効果ガス排出削減効果が、既にクレジット化されている又は見込みである場合を除く。	(新設)
⑪前十号に違反した場合、本補助金及び他の国庫補助金の交付を受けられ	⑩前九号に違反した場合、本補助金及び他の国庫補助金の交付を受けられ

ないことがあること。

- ⑫甲から本事務局に提出した乙の個人情報の利用、保存及び管理には、
- (i) 住宅省エネ 2024 キャンペーンのパライバシーポリシー及び
  - (ii) 本事業のパライバシーポリシーが適用されること。
- (i) <https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/privacy/>
- (ii) <https://kyutou-shoene2024.meti.go.jp/privacy/>

第2条～第3条 (略)

#### 第4条 (本補助金の支払と還元)

甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。(本補助金は、本事務局が甲の提出した交付申請に交付決定を行った後、原則、補助金支払日として指定する日に甲に交付される。)

- ① 本件契約に係る乙の甲に対する債務に充当する方法
- ② 現金で支払う方法

2 前項の規定は、補助金の還元前に乙が死亡した場合、甲が乙の相続人に交付された本補助金を還元することを妨げるものではない。

3 補助金支払日以前に甲に破産手続開始決定がなされた場合、事務局は、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。破産手続開始決定前においては、破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあると事務局等が認める場合には、本補助金の支払いを留保する場合がある。

4 甲は、第1項の補助金支払日までに本補助金を受領するために必要な一切の手続きを完了しなければならない。第1項に定める補助金支払

ないことがあること。

- ⑪甲から本事務局に提出した乙の個人情報の利用、保存及び管理には、
- (i) 住宅省エネ 2024 キャンペーンのパライバシーポリシー及び
  - (ii) 本事業のパライバシーポリシーが適用されること。
- (i) <https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/privacy/>
- (ii) <https://kyutou-shoene2024.meti.go.jp/privacy/>

第2条～第3条 (略)

#### 第4条 (本補助金の支払と還元)

甲が本補助金の交付を受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。(本補助金は、本事務局が甲の提出した交付申請に交付決定を行った後、原則、補助金支払日として指定する日に甲に交付される。)

- ① 本件契約に係る乙の甲に対する債務に充当する方法
- ② 現金で支払う方法

2 前項の規定は、補助金の還元前に乙が死亡した場合、甲が乙の相続人に交付された本補助金を還元することを妨げるものではない。

3 第1項の規定にかかわらず、補助金支払日までに甲が倒産した場合には、本補助金の交付の方法については、本事務局が別途指定するものとする。

(新設)

日において、事務局等の責によらない事由により甲に本補助金を交付することができない場合、事務局は別途本補助金の受領期限を定めて甲に通知するものとし、当該受領期限までに本補助金を交付することができない場合には、事務局等は本補助金の交付決定を取り消し、補助金を不交付とすることができるものとする。

#### 第5条 本規約の解除

乙は、甲が以下の①～③のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより、本規約を解除することができる。

- ① 甲が破産手続開始の申立てを行い、又はかかる申立てを行うおそれがあると事務局が合理的に判断した場合
- ② 甲が事務所、店舗、営業所等をすべて閉鎖した場合、その他甲が事業を継続していることが確認できない場合
- ③ 甲が乙及び事務局等からの連絡に正当な理由なく応答しない場合

2 前項に基づき乙が本規約を解除するにあたっては、乙は事前に本事務局に対してその旨を通知するものとする。

3 第1項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

#### 第6条 (本補助金の申請ができない場合等の取り決め)

(略)

#### 第7条 (補助金の返還等)

(略)

(新設)

#### 第5条 (本補助金の申請ができない場合等の取り決め)

(略)

#### 第6条 (補助金の返還等)

(略)

令和6年2月29日制定  
 令和6年3月15日改定<sup>※3</sup>

※3：令和6年4月15日以前に契約する補助事業は、令和6年2月29日制定の書式でも交付申請が可能です。

令和6年4月16日以降に契約する補助事業は、令和6年3月15日改定の書式でのみ交付申請が可能です。

(略)

締結日		令和 年 月 日
【甲】 補助事業者 <sup>※4</sup>	住所	〒
	事業者名 (給湯省エネ事業者)	
	代表者氏名 <sup>※4</sup>	社印
【乙】 共同事業者 <sup>※4</sup>	補助金還元方法 △ いずれかに印がない場合、受理されません。	【甲】【乙】が同意した内容について、【乙】が記入してください。 <input type="checkbox"/> 本件契約に係る乙の甲に対する債務(支払)に充当する方法 <input type="checkbox"/> 甲が乙に現金で支払う方法
	住所	〒
	氏名 <sup>※4</sup> (工事発注者等) ※法人は会社名	印 <sup>※5</sup>
	省エネ効果の情報提供 △ 記入がない場合、受理されません。	対象機器の導入による住宅の省エネ効果について、【甲】からどのような情報提供を受けたか <sup>※6</sup> 以下に具体的に記入してください。
	共同事業者が個人であり、本導入に係る契約の締結日が令和6年4月16日以降の場合のみ <b>Jクレジット制度の参加表明</b> △ 記入がない場合、受理されません。	補助対象の導入による温室効果ガス排出削減効果について、 <b>①②いずれかの方法によりJクレジット化を実施する予定です。</b> <input type="checkbox"/> ① 事務局が指定するJークレジット事業実施団体 (Jクレジット制度に基づき排出削減事業を行う団体をいう。)に入会予定 <input type="checkbox"/> ② 地方公共団体又は民間団体等が管理するプログラムに入会予定・入会済 プログラム名 △ 記入がない場合、受理されません。

※ ①を選択した場合、団体への入会手続きは事務局が行います。甲及び乙は、個人情報を含む交付申請の情報のうち、当該入会手続きに必要な情報について、Jークレジット事業実施団体及び国へ提供されることに同意したことになります。  
 ※ ②を選択した場合、自分で参加するプログラムを認する必要があります。(参考：https://japancredit.go.jp/project/index.php#result) (該当するプログラムがない場合、①を選択してください)  
 ※ ZEH補助金等、他のプログラムに入会しており、本事業の補助対象である給湯器の温室効果ガス排出削減効果が、既にクレジット化されている又は見込みである場合も②に記載してください。

令和6年2月29日制定

(略)

締結日		令和 年 月 日
【甲】 補助事業者 <sup>※3</sup>	住所	〒
	事業者名 (給湯省エネ事業者)	
	代表者氏名 <sup>※3</sup>	社印
【乙】 共同事業者 <sup>※3</sup>	住所	〒
	氏名 <sup>※3</sup> (工事発注者等)	印 <sup>※4</sup>
	省エネ効果の情報提供 △ 記入がない場合、受理されません。	対象機器の導入による住宅の省エネ効果について、【甲】からどのような情報提供を受けたか <sup>※5</sup> 以下に具体的に記入してください。